

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における公的研究費不正防止計画

本研究所における公的研究費の適正な執行を確保するとともに、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止に対応するため、次のとおり「医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における公的研究費不正防止計画」を以下のとおり策定する。

1 競争的資金等の適正な執行管理に関する事項

(1) 物品の発注・納品確認を明確化

現場発注の発注権限や範囲等を明確にし、機関内外に対してホームページ等による周知を行う。また、研究上必要な物品の納品確認をこれまで以上に厳格に実施するため、検収体制を整備する。

(2) 研究支援者等に支給する賃金・謝金等に関する体制の整備

勤務実態のない謝金・賃金の請求や、勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等、勤務実態の把握に努める。

(3) 旅費の支給に関する体制の整備

出張の事実がない旅費の請求や、実際の日程よりも長い日程による旅費の請求などの不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等、旅行の実態の把握に努める。

(4) 不正行為を早期発見し是正するための体制の整備

物品の納品、支払請求等に関する疑問点などに対応するための相談窓口及び契約関係等に止まらない組織的または個人的な法令違反行為等に関する通報窓口を活用して、不正行為の早期発見と是正に努める。

2 監査体制に関する事項

(1) 内部監査の実施

内部監査委員は、研究費の適正な運用・管理について実効性のある監査を実施する。

3 研究員等の意識向上に関する事項

(1) 研修・説明会の実施

競争的資金の公募に係る説明会等の機会を利用して研究費の不正防止に係る研修を実施する。

(2) 誓約書等の徴取

資金の交付を受けた職員から、必要に応じて関係ルールを遵守する旨の誓約書等を徴するものとする。

4 不正取引に関与した業者への処分に関する事項

(1) 不正取引に関与した業者への処分

不正取引に関与したと認められた業者については、取引停止等の厳正な処分を行う。

5 その他不正防止に必要な事項

(1) 外部への公表

研究費の不正への取り組みに関する本研究所の方針及び意思決定手続きをホームページにより外部に公表する。

この不正防止計画は、平成21年7月1日から施行する。